

工場立地法 届出の手引き

越前市 産業観光部 産業政策課

(令和8年7月)

目次

1	工場立地法の概要	1
(1)	目的	1
(2)	届出対象工場	1
(3)	届出が必要な場合	2
(4)	提出書類一覧	3
(5)	届出の時期	3
(6)	実施の制限期間の短縮	3
(7)	届出様式について	3
(8)	届出手続きについて	4
(9)	届出先・お問い合わせ先	4
2	届出の流れ	5
(1)	新設届出・変更届出	5
(2)	その他届出	6
3	用語の解説	7
1	特定工場	7
(1)	特定工場の定義	7
(2)	既存工場	7
(3)	敷地面積	7
(4)	建築面積	7
2	生産施設	8
(1)	生産施設の定義	8
(2)	生産施設面積の測定方法	8
(3)	敷地面積に対する生産施設の面積の割合	9
3	緑地	9
(1)	緑地の定義	9
(2)	緑地面積の測定方法	9
(3)	重複緑地	11
(4)	重複緑地の緑地への算入割合	11
(5)	敷地外緑地	12
(6)	敷地面積に対する緑地面積の割合	12
4	緑地以外の環境施設	13
(1)	緑地以外の環境施設の定義	13
(2)	緑地以外の環境施設面積の測定方法	14
(3)	環境施設の配置	14
(4)	敷地面積に対する環境施設面積の割合	15
4	参考	16

1 工場立地法の概要

(1) 目的

この法律は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査を実施するとともに、工場立地に関する準則等を公表し、これに基づく勧告、命令等を行うことにより、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的とした法律です。

特定の業種で一定規模以上の工場又は事業場（以下「特定工場」という。）に対し、敷地面積に対する生産施設面積率、緑地面積率、環境施設面積率（含む緑地）及び環境施設の配置基準が定められており、特定工場の新設、変更等を行う場合は、事前に届出を行わなければなりません。

また、届出から90日間は届出内容を実施することができません（実施の制限期間の短縮特例あり）。

届出内容が準則に適合しない場合や、届出を怠った場合は、届出者に対して勧告や変更命令を行う場合があります。また、届出を行わなかった者、虚偽の届け出を行った届出者又は変更命令に従わなかった届出者は罰則を受ける場合があります。

(2) 届出対象工場（特定工場）

製造業等に係る工場又は事業場であって、以下の業種・規模の両方を満たすもの。

業種：日本標準産業分類における製造業、電気・ガス・熱供給業（水力、地熱及び太陽光発電所は除く。）（施行令第1条）

規模：敷地面積 9,000 m²以上 又は 建築面積の合計 3,000 m²以上（施行令第2条）

(3) 届出が必要な場合

	内容	届出の種類（根拠法令）
1	特定工場を新設する場合	新設届出 (法第6条第1項) …①
2	敷地面積又は建築面積の増加で新たに特定工場となる場合	
3	用途変更で新たに特定工場となる場合	
4	敷地の面積を変更する場合	変更届出 (法第7条第1項) …② 法施行令の改廃があった際に現に存する工場が新たに特定工場となった場合、初めて変更を行う際に行う届出 (一部改正法附則第3条第1項) …③ 既存工場が法施行後初めて届出を行う際に行う届出 (法第8条第1項) ①②③のいずれかを行った工場が行う変更届出
5	生産施設が増加する場合	
6	生産施設のスクラップ&ビルド (特定工場全体として面積維持又は減少の場合を含む)	
7	業種・製品を変更する場合 ・日本標準産業分類の他の3ケタ（小）分類に属する業種となるような場合 ・準則に示す生産施設面積率等が変わる場合 ・既存生産施設用敷地計算係数が変わるような業種の変更が行われる場合	
8	緑地、環境施設が減少する場合	
9	緑地、環境施設のスクラップ&ビルド (特定工場全体で面積維持又は増加の場合も含む)	
10	法人の名称、本社の所在地（個人の場合は氏名、住所）を変更する場合 なお、法人で以下の場合は届出不要 例1）工場名：〇〇株式会社△△工場→〇〇株式会社××工場 例2）氏 名：代表取締役社長 越前 太郎 →代表取締役社長 越前 花子	氏名等変更の届出 (法第12条第1項)
11	特定工場の全部を譲り受ける場合 (なお、一部の譲り渡し等は法第8条の変更届出、一部の譲り受け等は法第6条の新設届出が必要)	特定工場承継の届出 (法第13条第3項)
12	特定工場を廃止する場合	特定工場廃止の届出
13	生産施設の撤去のみを行う場合	工場立地法の届出は不要です
14	生産施設の修繕を行う場合で、修繕に係る部分の面積が30㎡未満の場合	
15	既存の生産施設をそのままの状態に移設する場合	
16	緑地又は環境施設の増設のみを行う場合	
17	保安上等やむを得ない事由により速やかに行う必要がある場合で緑地を削減する面積の合計が10㎡以下のとき	
18	生産施設をそのままの状態に移設する場合	
19	生産施設以外（事務所、研究所、倉庫等）の新設・撤去を行う場合	
20	特定工場に係る緑地又は環境施設の移設であって、当該移設によりそれぞれの面積の減少を伴わないとき（周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないものに限ります）	
21	代表者の交代により氏名を変更する場合	

(4) 提出書類一覧

提出書類		新設	変更	氏名等 変更	承継
様式第 1	特定工場新設（変更）届出書（一般用）	○	○		
様式 B	特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（一般用）				
様式第 3	氏名（名称、住所）変更届出書			○	
様式第 4	特定工場承継届出書				○
別紙 1	特定工場における生産施設の面積	○	△		
別紙 2	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	○	△		
別紙 3	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置	△	△		
別紙 4	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	△	△		
様式例第 1	事業概要説明書	○	○		
様式例第 2	生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図	○	○		
様式例第 3	特定工場用地利用状況説明書	○	○		
様式例第 4	特定工場の新設等のための工事の日程	○	○		

○：必要 △：該当する場合必要 空欄：不要

(5) 届出の時期

法第 11 条により、届出が受理された日から 90 日間は原則として工事に着手してはならないことになっています。（実施の制限）

【新設及び変更の開始時点の考え方】

- ・新設の場合、敷地の造成工事を伴うものは、その造成工事の着手の時点とする。造成工事を伴わないときは、建築物や緑地等環境施設の設置工事のなかで最初の工事の着手の時点とする。
- ・変更の場合で、変更の工事を伴うものはその一連の工事の着手の時点とする。例えば、最初に緑地の撤去を行う場合は、その時点とする。
- ・変更の工事を伴わない場合で、売買により敷地面積の変更が行われる場合は、原則として移転登記の日を変更の日とする。
- ・賃貸借契約により敷地面積の変更が行われる場合は、事実上の使用開始時を変更の日と考える。

(6) 実施の制限期間の短縮

事業者が実施の制限期間の短縮申請を行った場合は、期間を原則 30 日間まで短縮できます。ただし、事前に市と協議を実施の上、届出内容が法第 9 条の勧告の要件に該当しないことが必要となります。

(7) 届出様式について

越前市ホームページで、工場立地法に係る届出に必要な書類がダウンロードできます。

<https://www.city.echizen.lg.jp/office/060/010/koujou-ricchihou.html>

(8) 届出手続きについて

届出書は正副2部を越前市 産業観光部 産業政策課窓口に提出してください。

届出内容によっては事前協議が必要な場合がありますので、提出にあたっては下記お問い合わせ先まで事前にご相談ください。

(9) 届出先・お問い合わせ先

越前市 産業観光部 産業政策課

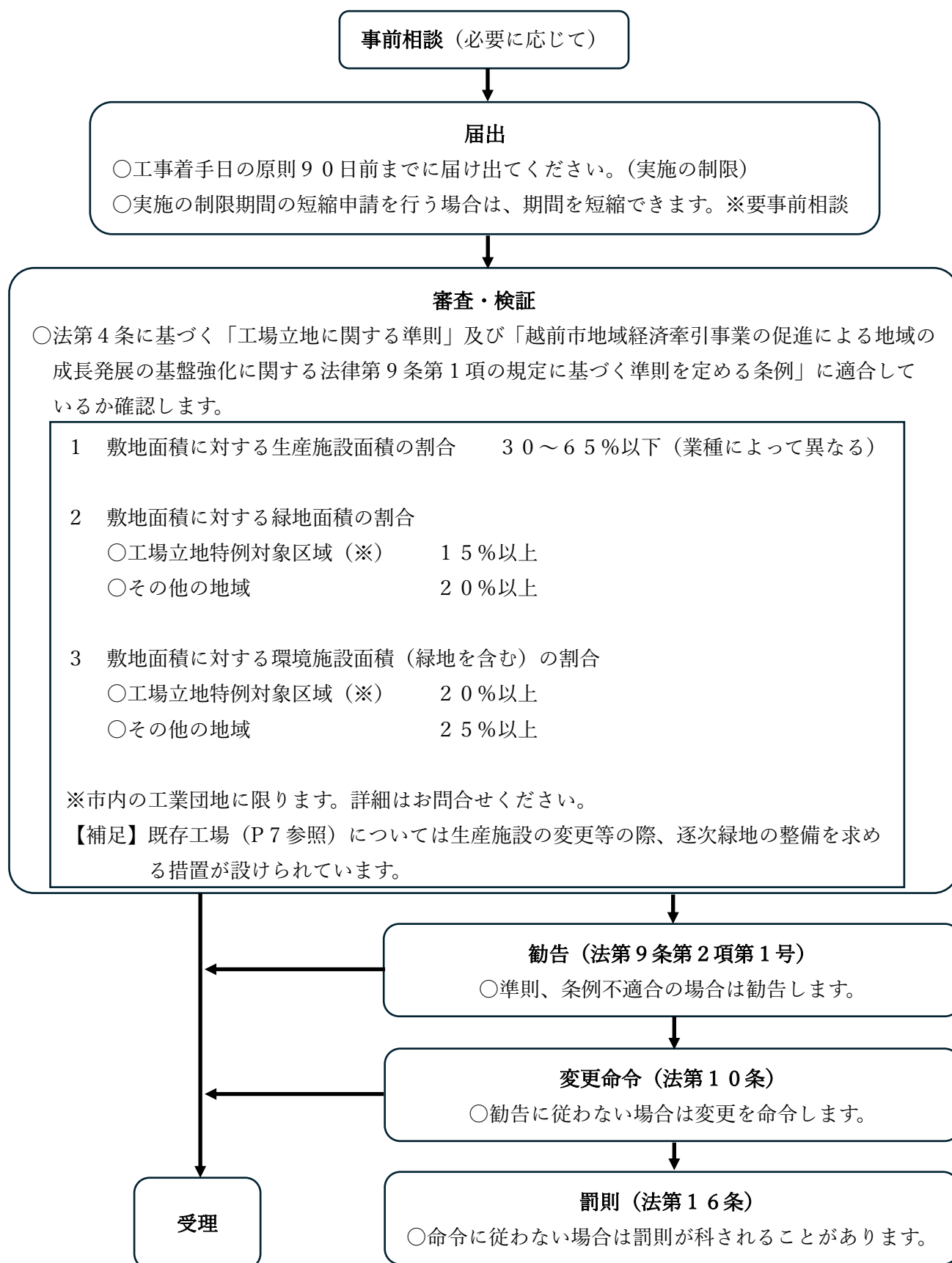
〒915-8530 福井県越前市府中一丁目13番7号 市役所2階

(電 話) 0778-22-3047

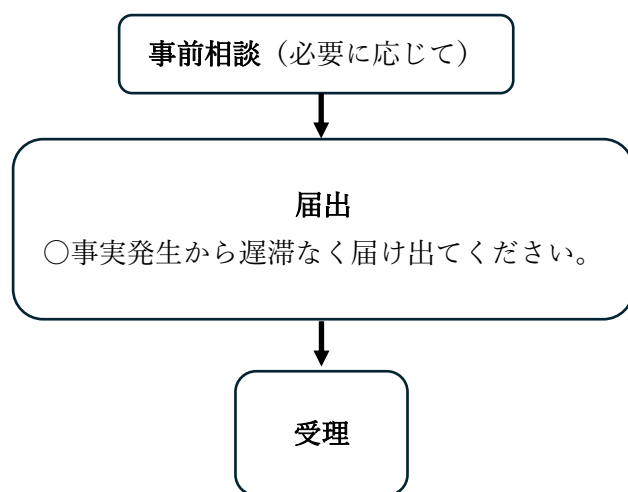
(MAIL) syoukou@city.echizen.lg.jp

2 届出の流れ

(1) 新設届出・変更届出



(2) その他届出



3 用語の解説

1 特定工場

(1) 特定工場の定義

法第6条及び施行令第1条、第2条で定められており、以下の業種・規模の両方を満たすものになります。

業種：日本標準産業分類における製造業、電気・ガス・熱供給業（水力、地熱及び太陽光発電所は除く。）

規模：敷地面積 9,000 m²以上 又は 建築面積の合計 3,000 m²以上

(2) 既存工場

昭和49年6月28日に既に設置されている工場等又は設置のための工事が行われている工場等を行います。

既存工場に対しては、生産施設の変更等の際、逐次緑地の整備を求める措置が設けられています。詳しくは工場立地に関する準則（備考）をご確認ください。

【参考】工場立地に関する準則

（平成十年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第一号）

（最終改正 平成29年8月16日）

https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/koujourittihou/hou/170816_koujourittijunsoku.pdf

(3) 敷地面積

工場敷地面積は、所有地、借地等のいかんを問わず、当該工場の用に供する土地の面積をいいます。したがって、子会社、下請工場等に土地を貸している場合には、その部分は除かれ、子会社、下請工場等の工場敷地となります。ただし、建設、土木工事等に伴う臨時的な業者ハウスの敷地は当該工場の一体の敷地に含まれるものとします。

工場等の敷地が道路、河川、鉄道等により二分されている場合は、通常はまとまった一つの敷地面積ではありませんが、その工場自体のために設けた私道、軌道等により分断されている場合又は道路、鉄道等により分断されてはいるが生産工程上、環境保全上若しくは管理運営上極めて密接な関係があり一体をなしている場合は、まとまった一つの敷地面積とします。

(4) 建築面積

工場等の建築面積とは、工場等の建築物（社宅、寮又は病院の建築物を除く。）の水平投影面積（延床面積ではありません。）をいい、その測り方は建築基準法施行令第2条第1項第2号の規定によります。

2 生産施設

(1) 生産施設の定義

工場立地法施行規則第2条で以下のように定められています。

第2条

法第4条第1項第1号の生産施設は、次の各号に掲げる施設（地下に設置されるものを除く。）とする。

- 1 製造業における物品の製造工程（加工修理工程を含む。）、電気供給業における発電工程、ガス供給業におけるガス製造工程又は熱供給業における熱発生工程を形成する機械又は装置（次号において「製造工程等形成施設」という。）が設置される建築物
- 2 製造工程等形成施設で前号の建築物の外に設置されるもの（製造工程等形成施設の主要な部分に係る附帯施設であつて周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないことが特に認められるものを除く。）

物品の製造工程を形成する機械又は装置とは、原材料に最初の加工を行う工程から出荷段階前の最終の製品が出来上がるまでの工程のうち直接製造・加工を行う工程を形成する機械又は装置及びこれらに付帯する用役施設（受変電施設及び用水施設を除く）をいいます。

事務所、研究所、食堂等で独立の建築物であるものは生産施設としません。

(2) 生産施設面積の測定方法

原則として投影法による水平投影面積を測定します。

ただし、同一建築物内で倉庫、事務所、食堂等があり、壁等で明確に仕切られている場合（可動式の間仕切り等は不可）は、当該面積を除いた面積を生産施設面積とします。

一方で、1階が生産施設で2階に倉庫があるような場合、その建築物は生産施設として扱い、当該建築物の全水平投影面積が生産施設面積となります。

屋外に設置された生産施設の場合は、水平投影図の外周によって囲まれる面積が生産施設面積となります。

(3) 敷地面積に対する生産施設の面積の割合（生産施設面積率）

工場立地に関する準則第1条で、業種別に以下の表に記載する割合以下と定められています。

業種の区分		敷地面積に対する 生産施設面積の 割合
第一種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	0.3
第二種	伸鉄業	0.4
第三種	窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）	0.45
第四種	鋼管製造業及び電気供給業	0.5
第五種	でんぷん製造業、冷間ロール成型形鋼製造業	0.55
第六種	石油製品・石炭製品製造業（石油精製業、潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）及びコークス製造業を除く。）及び高炉による製鉄業	0.6
第七種	その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	0.65

3 緑地

(1) 緑地の定義

工場立地法施行規則第3条で以下のように定められています。

第3条 法第4条第1項第1号の緑地は、次の各号に掲げる土地又は施設（建築物その他の施設（以下「建築物等施設」という。）に設けられるものであつて、当該建築物等施設の屋上その他の屋外に設けられるものに限る。以下「建築物屋上等緑化施設」という。）とする。 1 樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であつて、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの 2 低木又は芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設
--

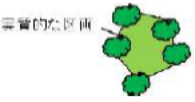
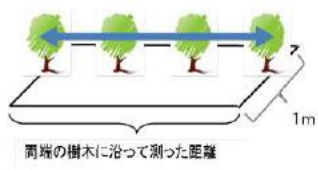
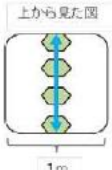
- ・ 地面や壁面等に固定されており、容易に移設することができない苗木床・花壇は緑地とします。
- ・ 雑草地であっても植生、美観等の観点から良好な状態に維持管理されているものは緑地とします。
- ・ 野菜畑、温室、ビニールハウスは緑地としません。

(2) 緑地面積の測定方法

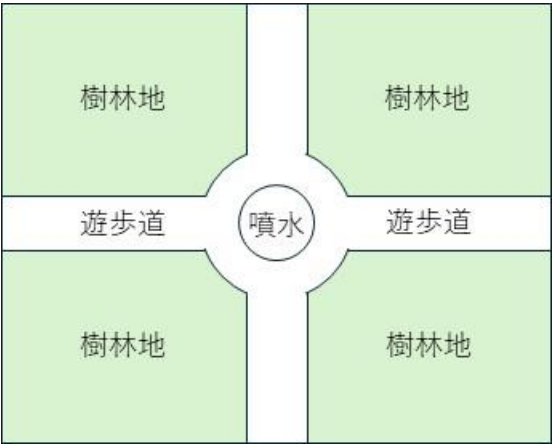
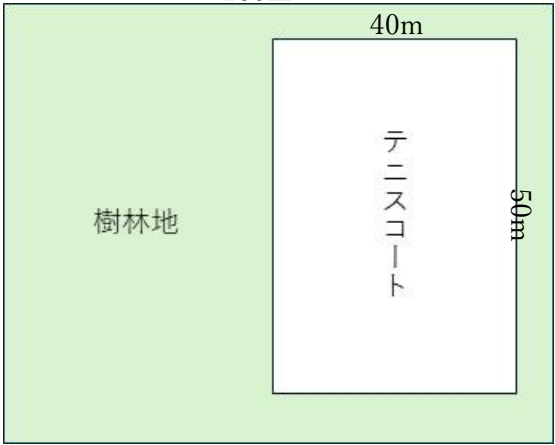
樹木が生育する土地又は建築物屋上等緑化施設でさく、置石、へい等により区画されているものについては当該土地又は建築物屋上等緑化施設の区画の面積を緑地面積として測定します。なお、法面（斜面）を緑化した場合の緑地の面積は法面（斜面）の水平投影面積とします。ただし、樹木と地被植物が

混在している区画された土地が、工場立地法施行規則第3条第1号及び第2号の土地の両方に該当する場合は、緑地は当該区画された面積を測定するものとし、区画された面積の2倍とはなりません。

緑地が区画されていない場合は、以下のように扱います。

	緑地面積の測定方法
区画されていない場合の緑地面積 	左図に示すように、樹木を線で結んだ内側の面積
区画されていない一列の並木の緑地面積  	両端の樹木に沿って測った距離[m]×1mから得られる面積

緑地以外の環境施設が樹木の生育する緑地で囲まれており、かつ緑地の面積が緑地以外の環境施設の面積の2倍程度以上である場合で、緑地以外の環境施設の面積も含めて工場立地法施行規則第3条の基準に適合する場合は、緑地以外の環境施設の面積も緑地として測定します。

例1)  遊歩道及び噴水の面積の合計（A）が、樹林地面積（B）が以下の式の関係にあるときは、<u>遊歩道及び噴水の面積も緑地として取り扱う。</u> 〔式〕 $2 \times A \leq B$	例2)  樹林地面積 : 6,000 m² テニスコート面積 : 2,000 m² 樹林地面積がテニスコート面積の2倍以上あるため<u>テニスコート（緑地以外の環境施設）は緑地として扱う。</u>
---	--

(3) 重複緑地

工場立地に関する準則第2条において、「緑地以外の環境施設」以外の施設と重複する緑地、太陽光発電施設と重複する緑地、屋上緑化施設を重複緑地と定義しています。

<例>

- ・緑化駐車場（緑地と駐車場の重複）
- ・壁面緑化（緑地と生産施設等の重複）※緑地内フェンスの壁面緑化は重複緑地として扱えません。
- ・緑地の上をパイプライン等の上空施設が設置された土地（緑地と生産施設（パイプライン）の重複）

(4) 重複緑地（屋上緑化・壁面緑化等）の緑地への算入割合

工場立地に関する準則第2条で以下のように定められています。

第2条

規則第3条各号に掲げる緑地（以下「緑地」という。）の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）は、百分の二十以上の割合とする。ただし、規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の百分の二十五の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

当市では、算入できる重複緑地面積について次のとおり整理します。

- ・重複緑地ではない緑地（純粋緑地）の面積 $A \text{ m}^2$
- ・重複緑地の面積 $B \text{ m}^2$ とした場合、

$$B \div (A+B) \leq 0.25$$

$$\Leftrightarrow B \leq (1/3) \times A \quad \cdots \text{判定式}$$

を満たす重複緑地の面積（ $B \text{ m}^2$ ）を緑地に算入可能とします。

【計算例1】

- ・重複緑地ではない緑地（純粋緑地）の面積 $1,800 \text{ m}^2$
- ・重複緑地の面積 500 m^2 の場合、判定式に数値を代入して、

$$B \leq (1/3) \times A \Leftrightarrow 500 \leq (1/3) \times 1,800$$

$$\Leftrightarrow 500 \leq 600$$

となるので、重複緑地の面積 500 m^2 はすべて緑地に算入可能です。

【計算例2】

- ・重複緑地ではない緑地（純粋緑地）の面積 $1,800 \text{ m}^2$
- ・重複緑地の面積 700 m^2 の場合、判定式に数値を代入して、

$$B \leq (1/3) \times A \Leftrightarrow 700 \leq (1/3) \times 1,800$$

$$\Leftrightarrow 700 \leq 600$$

となるので、重複緑地の面積 600 m^2 分はすべて緑地に算入可能ですが、 100 m^2 分は緑地又は緑地以外の環境施設面積には算入できません。

(5) 敷地外緑地

越前市では工場立地法運用例規集 2-2-3②に基づき、緑地等を敷地内に確保できない事情がある場合に勧告しないことができる基準として、越前市工場立地法における敷地外緑地等に関するガイドラインを作成しています。

ガイドラインで定める範囲において、法施行前から立地する工場（既存工場）にあって生産施設を増設（スクラップアンドビルドを含む。）する場合に、工場を立地する敷地内に緑地を確保するための未利用部分がない場合は、敷地外緑地を設けることで法第9条第2項第1号に基づく勧告をしないことができることとしています。

【参考】越前市工場立地法における敷地外緑地等に関するガイドライン

https://www.city.echizen.lg.jp/office/060/010/shikichigai_d/fl/shikichigai_guideline.pdf

(6) 敷地面積に対する緑地面積の割合（緑地面積率）

工場立地に関する準則第2条、越前市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例第3条で以下のとおり定められています。

- | | |
|------------------------------------|-------|
| ●地域未来投資促進法に基づく福井県嶺北地域基本計画（第2期）に定める | |
| 工場立地特例対象区域 | 15%以上 |
| ●その他の地域 | 20%以上 |

4 緑地以外の環境施設

(1) 緑地以外の環境施設の定義

工場立地法施行規則第4条で以下のように定められています。

第4条

法第4条第1項第1号の緑地以外の主務省令で定める環境施設は、次の各号に掲げる土地又は施設であつて工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされるものとする。

1 次に掲げる施設の用に供する区画された土地（緑地と重複する部分を除く。）

イ 噴水、水流、池その他の修景施設

ロ 屋外運動場

ハ 広場

ニ 屋内運動施設

ホ 教養文化施設

ヘ 雨水浸透施設

ト 太陽光発電施設

チ イからトまでに掲げる施設のほか、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与することが特に認められるもの

2 太陽光発電施設のうち建築物等施設の屋上その他の屋外に設置されるもの（緑地又は前号に規定する土地と重複するものを除く。）

修景施設 : 噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、日陰たな等の施設

屋外運動場 : 野球場、陸上競技場、サッカー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、プール等で屋外にあるもの（附属する観覧席、更衣所、シャワーその他工作物を含む）

広場 : 単なる空地、玄関前の車まわり等の場所でなく、休息、散歩、簡単な運動、集会等総合的な利用に供する明確に区画されたオープンスペースで公園的に整備されたもの

屋内運動施設 : 体育館、屋内プール、屋内テニスコート、武道館、アスレチックジム等（附属する観覧席、更衣所、シャワー、その他工作物を含む）

教養文化施設 : 企業博物館（歴史的・文化的資料を収集・保管・展示している施設）、美術館、ホール等で教養文化の向上に資することが目的とされ、かつ、その効果が見込まれるもの

雨水浸透施設 : 雨水を集め地下に浸透させ、雨水の流出を抑制することにより、地下水の涵養、浸食被害の防止、合流式下水道の越流水による汚濁負荷の削減等に資することが目的とされ、かつ、設置される地域の特性（地形、地質、土地利用等の諸条件を含む）から見てその効果が十分に見込まれるもの。

太陽光発電施設 : 太陽電池、太陽電池設置器具、パワーコンディショナー及び変圧器など太陽光を電気に変換するための一連の機械又は装置
太陽光発電施設のうち建築物等施設の屋上その他の屋外に設置されるものとは、建築物等施設の屋上又は壁面に設置される太陽光発電施設を指す

駐車場は環境施設とは扱いません。ただし、芝等により緑化され、継続して良好な状態に維持管理がなされている場合又は藤棚の下が駐車場となっている場合等は、重複部分を重複緑地とします。

太陽光発電施設と生産施設と重複する場合（生産施設の建築物屋上に太陽光発電施設が設置された場合等）、当該重複部分は環境施設とします。ただし、当該重複部分は生産施設としても扱います。

（２）緑地以外の環境施設面積の測定方法

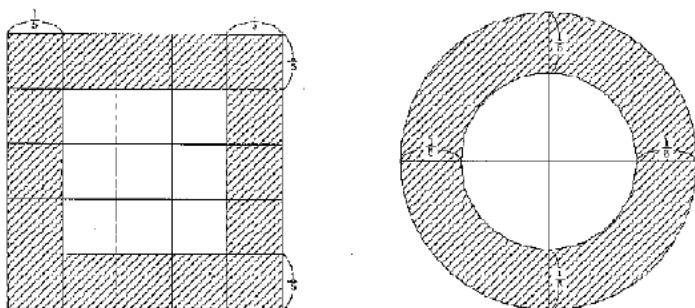
緑地以外の環境施設は、さく、置石、へい等で区画された土地又は施設の面積（屋内運動施設、教養文化施設、太陽光発電施設にあっては投影法による当該建築物の水平投影面積）を環境施設面積として測定します。

（３）環境施設の配置

環境施設（緑地を含む）の配置は、特定工場の環境施設のうちその面積の敷地面積に対する割合が100分の15以上になるものを当該工場の敷地の周辺部に、当該工場等の周辺の土地の利用状況等を勘案して、その地域の実生活環境の保持に最も寄与するように行うものとします。

敷地の周辺部とは、敷地の境界線から対面する境界線までの距離の5分の1程度の距離だけ内側に入った点を結んだ線と境界線の間に形成される部分を言います。

例)



(4) 敷地面積に対する環境施設面積(緑地を含む)の割合

工場立地に関する準則第3条、越前市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例第3条で以下のとおり定められています。

●地域未来投資促進法に基づく福井県嶺北地域基本計画(第2期)に定める

工場立地特例対象区域 20%以上

●その他の地域 25%以上

4 参考

届出書作成にあたって適宜ご参照ください。

○工場立地法（平成 29 年 4 月 1 日施行）

https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/koujourittihou/hou/170401_koujourittihou.pdf

○工場立地法施行令（平成 24 年 6 月 1 日施行）

https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/koujourittihou/hou/120601_koujourittihousekourei.pdf

○工場立地法施行規則（平成 29 年 4 月 1 日施行）

https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/koujourittihou/hou/170401_koujourittihousekoukisoku.pdf

○工場立地に関する準則（平成 29 年 8 月 16 日施行）

https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/koujourittihou/hou/170816_koujourittijunsoku.pdf

○工場立地法運用例規集

https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/koujourittihou/hou/170401_koujourittihou-unityoureiki.pdf

○工場立地法 FAQ 集

https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/koujourittihou/hou/koujourittihoufaq.pdf

○地域未来投資促進法に基づく福井県嶺北地域基本計画（第 2 期）

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sanroubu/keikaku_d/fil/102.pdf

○越前市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例

https://www1.g-reiki.net/echizen-city/reiki_honbun/r290RG00000864.html

○越前市工場立地法における敷地外緑地等に関するガイドライン

https://www.city.echizen.lg.jp/office/060/010/shikichigai_d/fil/shikichigai_guideline.pdf